

第 5 3 回

三重県国土利用計画審議会

議案書

平成 29 年 11 月 2 日



三重県国土利用計画及び土地利用基本計画の  
変更について（案）



## 変更の内容説明書

### 1 変更の理由

- ・国土利用計画法（昭和49年法律第92号）（以下「法」という。）第7条に基づき定められた三重県国土利用計画及び法第9条に基づき定められた三重県土地利用基本計画は、法第7条第2項及び第9条第9項で、国が定める国土利用計画を基本とすることが規定されていることから、平成27年8月14日に閣議決定された第五次国土利用計画（全国計画）との整合を図るため、計画書を変更する。

### 2 変更計画の骨子

- ・都道府県国土利用計画は、法第7条第1項で策定は任意とされており、三重県土地利用基本計画に定める事項と重複する部分が多いことから、これを三重県土地利用基本計画に統合し、県土利用の総合的方針を示す計画として策定する。
- ・三重県土地利用基本計画の前段に、現行の三重県国土利用計画の第1章を加え、第五次国土利用計画（全国計画）を基本とした土地利用基本計画に修正する。

#### 第1章 県土の利用に関する基本構想（現行三重県国土利用計画第1章）

- ・県土の特性、地域類型及び利用目的区分ごとに県土利用の基本方向を記載。

#### 第2章 土地利用の原則（現行三重県土地利用基本計画 1（2））

- ・5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）の土地利用の原則を記載。

#### 第3章 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針（現行三重県土地利用計画 2）

- ・5地域が重複する地域において、適正かつ合理的な土地利用がはかれるように、土地利用の調整方針を記載。

## 計画図

### 3 主な変更点

項目名	新計画	旧計画
<p><b>第1章 県土の利用に関する基本構想</b></p> <p>1 県土の基本方向</p>	<p><b>(1) 基本理念</b></p> <p>人口減少社会における土地需要の減少に対応し、計画的により安全で持続可能な県土利用を目指す。</p> <p><b>(2) 県土の特性を生かした土地利用</b></p> <p>ア 北勢地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路網の整備により地域のアクセスが高まっており、土地の効率的な利用促進をはかる。</li> </ul> <p>イ 中南勢地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源となる森林保全や自然環境との調和のもとに、土地の適切な利用を行う。</li> </ul> <p>ウ 伊勢志摩地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サミットのレガシーや観光資源を生かした土地利用を進める。</li> </ul> <p>エ 伊賀地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋、大阪などの大都市との交通アクセスの利便性を活用した産業集積、観光誘客を進める。</li> </ul> <p>オ 東紀州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紀勢自動車道を活用し、他地域との物流や人的流れを促進し、地域の振興をすすめる。</li> </ul> <p><b>(3) 県土をめぐる情勢の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少に伴う低・未利用地の増加が見込まれ、管理されない空き地や所有者不明の家屋などの対応が憂慮される。</li> <li>・低・未利用地の増加に伴い、虫食い状態となった土地はまとまった活用ができず、利用効率の低下が懸念される。</li> <li>・大都市圏に近いことから、太陽光発電施設の設置が増加しており、地域に合った利用を行うことが重要である。</li> </ul>	<p><b>(1) 基本理念</b></p> <p>健康で文化的な生活環境の確保と地域の特性に応じた発展を基本理念として、総合的かつ計画的に行う必要あり。</p> <p><b>(2) 県土の特性を生かした土地利用</b></p> <p>ア 北勢地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地を除く市街化区域内農地や、低未利用地の適切な利用促進をはかる必要がある。</li> </ul> <p>イ 中南勢地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業集積の見込まれる地域においては、既存の土地利用との適切な調整が必要である。</li> </ul> <p>ウ 伊勢志摩地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特有の観光資源を生かし、振興を進める必要がある。</li> </ul> <p>エ 伊賀地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋、大阪などの大都市との交通アクセスもよいことから、今後も産業集積が進むものと予測される。</li> </ul> <p>オ 東紀州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紀勢自動車道の延伸が見込まれ、都市部との時間短縮がはかれる。</li> </ul> <p><b>(3) 県土をめぐる情勢の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口増加に伴う土地需要が当面見られるものの、全体としては市街化圧力が弱まり、市街地の人口密度の低下が進むことが見通される。</li> <li>・中心市街地の空洞化や虫食い状に増加する低未利用地の拡大により、土地利用の効率の低下などが懸念される。</li> <li>・土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれることから、引き続き県土の有効利用をはかる必要。</li> </ul>

	<p><b>(4) 本計画の課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少による県土管理水準の低下</li> <li>・自然環境と美しい景観等の保全</li> <li>・災害に対する強い県土の形成</li> </ul> <p><b>(5) 土地利用の基本方向</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な管理を実現する県土利用</li> <li>・自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用</li> <li>・安全・安心を実現する県土利用</li> </ul>	<p><b>(4) 今回の計画期間における課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地需要の量的調整</li> <li>・県土利用の質的向上</li> <li>・県土の総合的な管理</li> <li>・課題の実現にあたっての配慮</li> </ul> <p><b>(5) 地方分権、首都機能移転と道州制</b></p> <p>地方分権の進捗状況や三重畿央地域をはじめとする首都機能移転、道州制の議論などの動向を十分に踏まえ、必要に応じ計画変更を図る。</p>
<p>2 地域 類型別の 県土の基 本方向</p>	<p><b>(1) 都市</b></p> <p>都市機能や居住地を、中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するように誘導していく。交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。</p> <p><b>(2) 農山漁村</b></p> <p>6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化、農林水産業の成長産業化等によって、雇用促進や所得向上を図り、健全な地域社会を築く。中山間地域等の集落地域においては、地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、「小さな拠点」の形成を進める。</p> <p><b>(3) 自然維持地域</b></p> <p>野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、適正に保全する。また都市・農山漁村との適切な関係を通じて、自然環境の保全・再生・活用を進める。</p>	<p><b>(1) 都市</b></p> <p>高齢化の進展等の中で市街化圧力が低下、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機と捉える。自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する。</p> <p><b>(2) 農山漁村</b></p> <p>総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。地域住民を含む多様な主体の参画等により国土資源の適切な管理を図る。都市との機能分担や交流・連携の促進を通じ、効率的な土地利用を図る。</p> <p><b>(3) 自然維持地域</b></p> <p>野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、適正に保全する。また都市・農山漁村との適切な関係の構築を図る。</p>

<p>3 土地利用の基本方向</p>	<p><b>(1) 農地</b> 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進する。</p> <p><b>(2) 森林</b> 県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用を推進する。</p> <p><b>(3) 原野</b> (変更なし)</p> <p><b>(4) 水面・河川・水路</b> 流域の特性に応じた健全な水環境の維持又は回復等を通じ、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び自然環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。</p> <p><b>(5) 道路</b> 災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、国土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、既存用地の有効利用を図る。</p> <p><b>(6) 住宅地</b> 人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、良好な居住環境を形成する。その際、都市の集約化に向けて居住を誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適</p>	<p><b>(1) 農用地</b> 効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、農産物の長期的な需給動向を考慮し、県内の農業生産力の維持強化に向け、農用地の確保と整備を図る。</p> <p><b>(2) 森林</b> 将来の世代が森林の持つ多面的機能を楽しむよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図る。</p> <p><b>(3) 原野</b> 生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。</p> <p><b>(4) 水面・河川・水路</b> 地域の安全性の確保、より安定した水供給のための開発にかかる用地の確保、既存用地の持続的な利用。都市等で多様な機能の維持・向上を図る。</p> <p><b>(5) 道路</b> 地域間の交流・連携を促進し、国土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存の用地の持続的な利用を図る。</p> <p><b>(6) 宅地 ア 住宅地</b> 住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。) )</p>
--------------------	--	--

<p>切に制限する。</p> <p><b>(7) 工業用地</b> グローバル化や情報化の進展に伴うインフラの整備状況や地域産業活性化の動向等を踏まえ、必要な用地の確保を図る。</p> <p><b>(8) その他の宅地</b> 土地利用の高度化、集約化、災害リスクの高い地域への立地抑制などに配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。公共施設は、災害リスクに十分配慮し、中心部等での立地を促進させることにより、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。</p> <p><b>(9) 公用・公共用施設の用地</b> (変更なし)</p> <p><b>(10) レクリエーション用地</b> (変更なし)</p> <p><b>(11) 低未利用地</b> 都市部は公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用、農山漁村地区は所有者等による適切な管理、農用地としての活用を積極的に図る。状況に応じては、農用地以外の転換による有効利用を図る</p> <p><b>(12) 沿岸域</b> (変更なし)</p>	<p><b>(6) 宅地 イ 工業用地</b> 産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を重視した立地動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。</p> <p><b>(6) 宅地 ウ その他の宅地（事務所、店舗用地など）</b> 事務所・店舗用地は、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。</p> <p><b>4 その他留意する県土利用の基本方向</b></p> <p><b>(1) 公用・公共用施設用地</b> 県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。</p> <p><b>(2) レクリエーション用地</b> 自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進める。</p> <p><b>(3) 低未利用地</b> ア 都市の低未利用地 都市部は公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用、 イ 耕作放棄地 多様な主体が参加することにより、農用地としての活用を図ることを基本とするが、地域の実情に応じ、その他への転換も図る。</p> <p><b>(4) 沿岸域</b> 海域と陸域の一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る</p>
--	---

<p><b>第2章 土地利用 の原則</b></p>	<p><b>(1) 都市地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な都市環境や機能的な都市基盤を目指し、郊外に拡大してきた市街地を集約するように土地利用を誘導する。</li> <li>・災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造にするため、交通やライフラインの多重性・代替性の確保に努める。</li> </ul> <p><b>(2) 農業地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物の高付加価値化、農林水産業の成長産業化を目指し、農用地の有効利用や適正な管理を進める。</li> <li>・中山間地域等の集落においては、小さな拠点を形成し、歩いていける範囲で地域活動が行えるような配置を目指す。</li> </ul> <p><b>(3) 森林地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進め、持続可能な森林地域の形成に努める。</li> <li>・戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用を推進する。</li> </ul> <p><b>(4) 自然公園地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた自然を保護し、人々が保養し、健康促進に活用できるよう、適切な利用をはかる。</li> </ul> <p><b>(5) 自然保全地域</b> (変更なし)</p>	<p><b>ア 都市地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の配備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進。</li> <li>・市街化区域又は用途地域において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。</li> </ul> <p><b>イ 農業地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況農用地は極力その保全と有効利用をはかりつつ適正な管理を行う。</li> <li>・農業地域において、今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備する。</li> </ul> <p><b>ウ 森林地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の持つ木材生産等の経済的機能、県土保全、水源涵養、保健休養等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な豊かであるおいのある森林保全と整備をはかる。</li> <li>・荒廃が進みつつある森林は、その復元をはかる。</li> </ul> <p><b>エ 自然公園地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた自然の保護とその適正な利用をはかる。</li> </ul> <p><b>オ 自然保全地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全をはかる。</li> </ul>
------------------------------------	---	--

<p>第3章 5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針</p>	<p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域 (変更なし)</p> <p>(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域 (変更なし)</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域 (変更なし)</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域 (変更なし)</p> <p>(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域 (変更なし)</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 (変更なし)</p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域 (変更なし)</p>	<p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域</p> <p>(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p>(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域</p>
--	---	--

## 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分	五地域区分	都市地域		農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
		(市街化区域含む)	(市街化調整区域除く)	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域(用途地域含む)										
	市街化調整区域(用途地域除く)	×									
農業地域	農用地区域	×	←								
	その他	×	①	×							
森林地域	保安林	×	←	×	←						
	その他	②	③	④	⑤	○					
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	○	○				
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	×			
自然保全地域	特別地区	×	←	←	←	○	○	×	×		
	普通地区	×	○	○	○	○	○	×	×	×	

(凡例)

- × 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地を優先します。
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するように調整を図ります。
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。
- ② 原則として都市的な利用を優先しますが、緑地としての森林の保全に努めます。
- ③ 森林としての利用の現況と森林の公益的機能に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。
- ④ 原則として農用地としての利用を優先しますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めます。
- ⑤ 森林としての利用を優先しますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めます。
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するような調整を図りながら、都市的な利用を図ります。